

レベニューキャップ制度における 期中評価の進め方について

第54回 料金制度専門会合
事務局提出資料

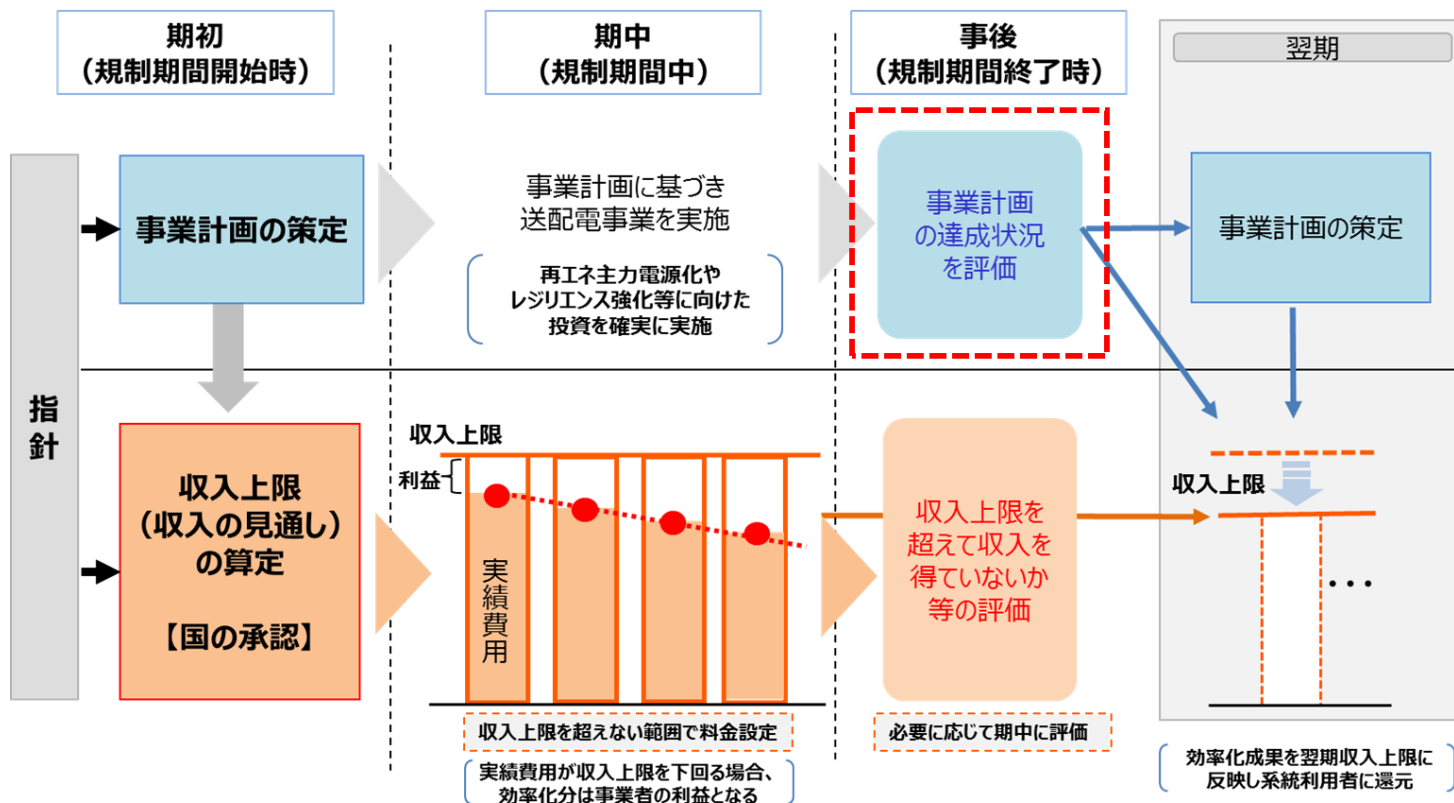
2024年2月19日



本会合において御議論いただきたい事項

- 2023年度より導入されたレベニューキャップ制度においては、国により審査された各事業者の事業計画について、国が達成状況を確認、評価すること、また、必要に応じて期中に確認、評価すること（以下「期中評価」という。）とされている。
- ただし、期中評価について、**実施時期や実施内容等の具体的な進め方**は省令や指針で規定されていないことから、本会合にて御議論いただきたい。

＜レベニューキャップのプロセス概要＞



【参考】レピュテーションインセンティブの付与方法

- レピュテーションインセンティブを付与する各目標については、その達成状況を事後に評価するが、その進捗状況を適切に把握する観点から、期中にも毎年度国において確認を実施する。また、期中の確認において、進捗状況が不芳な目標項目が確認された場合には、事業者に対し、必要な改善策の提示を求める。
- なお、規制期間終了後には、ステークホルダーとの協議を通じて設定された目標について、達成状況に対するステークホルダーからの評価も含めて事業者から報告を受けた上で、国において達成状況の評価を行う。
- また、事後の評価結果なども踏まえ、当該目標が第2規制期間において社会的便益を見込むものであり、その成果について定量的な評価等が可能と判断できた場合は、第2規制期間におけるインセンティブを収入上限の引き上げ、引き下げに移行することも視野に検討を行う。

期初

- ✓ 各目標設定にあたっては、以下の2パターンがある。
- ①国が目標設定する項目
 - ②ステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を事業者が自主的に設定する項目

期中

- ✓ ①・②いずれの目標項目についても、目標に対する進捗状況を毎年度確認する。
- ※進捗状況が不芳な場合等、必要に応じて、事業者に改善策の提示を求める。

事後

- ✓ ①・②とも国において、達成状況を評価し、その結果を対外的に公表（成功・失敗事例の共有）

翌期への対応

- ✓ 事後における評価の結果、当該目標が翌規制期間中の社会的便益を見込むものであり、定量評価が可能と判断できるものは、収入上限の引き上げ、引き下げのインセンティブへの移行の可能性も含めて検討

【参考】目標項目一覧 1 / 2

分野	項目	目標	インセンティブ
安定供給	停電対応	規制期間における停電量（低圧電灯需要家の停電を対象）が、自社の参照期間における停電量の実績を上回らないこと	収入上限の引き上げ・引き下げ
	設備拡充	マスタープランに基づく広域系統整備計画について、規制期間における工事全てを実施すること	レピュテーションインセンティブ
	設備保全	高経年化設備更新ガイドラインで標準化された手法で評価したリスク量（故障確率×影響度）を現状の水準以下に維持することを前提に、各一般送配電事業者が高経年化設備の状況やコスト、施工力等を踏まえて、中長期の更新投資計画を策定し、規制期間における設備保全計画を達成すること	レピュテーションインセンティブ
	無電柱化	国土交通省にて策定される無電柱化推進計画を踏まえ、各道路管理者の道路工事状況や、施工力・施工時期を加味した工事計画を一般送配電事業者が策定し、それを達成すること	レピュテーションインセンティブ
再エネ導入拡大	新規再エネ電源の早期かつ着実な連系	- 接続検討の回答期限超過件数を、ゼロにすること - 契約申込の回答期限超過件数を、ゼロにすること	収入上限の引き上げ・引き下げ
	混雑管理に資する対応	国や広域機関において検討されている混雑管理（ノンフォーム型接続や再給電方式、その他混雑管理手法）を実現する計画を一般送配電事業者が設定し、それを達成すること	レピュテーションインセンティブ
	発電予測精度向上	再エネ出力制御量の低減を目的に、発電予測精度向上等に関する目標を設定し、それを達成すること	レピュテーションインセンティブ
サービスレベルの向上	需要家の接続	供給側接続事前検討の回答期限超過件数を、ゼロにすること	収入上限の引き上げ・引き下げ
	計量、料金算定、通知等の確実な実施	- 電力確定使用量について、誤通知の件数をゼロにすること - 電力確定使用量について、通知遅延の件数をゼロにすること - 託送料金について、誤請求の件数をゼロにすること - 託送料金について、通知遅延の件数をゼロにすること - インバランス料金について、誤請求の件数をゼロにすること - インバランス料金について、通知遅延の件数をゼロにすること	収入上限の引き上げ・引き下げ
	顧客満足度	一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること	レピュテーションインセンティブ

【参考】目標項目一覧 2 / 2

分野	項目	目標	インセンティブ
広域化	設備の仕様統一化	● 国の審議会における議論を踏まえ、一般送配電事業者が仕様統一を行うこととした設備について、仕様統一を達成すること	レピュテーション インセンティブ
	中央給電指令所システムの仕様統一化	● 国の審議会における議論を踏まえ、一般送配電事業者が仕様統一を行うこととした中央給電指令所システムについて、仕様統一を達成すること	レピュテーション インセンティブ
	系統運用の広域化	● 需給調整市場の広域化を実現する計画を設定し、それを達成すること	レピュテーション インセンティブ
	災害時の連携推進	● 一般送配電事業者 10 社が共同で作成し、提出する災害時連携計画に記載された取組内容を達成すること	レピュテーション インセンティブ
デジタル化	デジタル化	● 一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること	レピュテーション インセンティブ
安全性・環境性への配慮	安全性・環境性への配慮	● 一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること	レピュテーション インセンティブ
次世代化	分散グリッド化の推進	● 一般送配電事業者が配電事業等の分散グリッド化に向けた取組目標を自主的に設定し、それを達成すること	レピュテーション インセンティブ
	スマートメーターの有効活用等	● 国の審議会における議論を踏まえ、次世代スマートメーターを導入する計画を策定し、それを達成すること	

【参考】レベニューキャップ制度における期中評価の実施について

第30回料金制度専門会合
資料4（2022年12月26日）一部修正

- 令和5年度からレベニューキャップ制度が開始されるにあたり、一般送配電事業者各社は効率化計画を含む事業計画を着実に実施していくことが求められており、投資計画等の達成は本制度において重要な評価事項となっているところ。
- こうした観点から、目標計画等の達成状況について、各社の収入の見通しの検証・審査を行ってきた料金制度専門会合において、毎年度期中評価を実施することとしてはどうか。
- また、レベニューキャップ制度自体に効率化インセンティブが組み込まれている一方で、第1規制期間における費用水準は第2規制期間における統計査定において参照されることから、一般送配電事業者各社が着実に経営効率化に取り組んでいるか、確認を行っていく必要がある。
- これについては、料金制度専門会合の下部に「送配電効率化・計画進捗確認WG」を設置し、規制期間中に、横比較の観点から、各事業者における送電・変電・配電ごとの個別プロジェクトを抽出した上で、経営効率化の観点で必要な個別プロジェクトの進捗が図られているかの確認等を行いながら、経営効率化の取組の確認を厳格に実施することとしてはどうか。
- なお、上記の確認の結果得られた知見については、第2規制期間や期中変更時のレベニューキャップ制度に基づく収入の見通しの審査の改善にも活用する。

電力・ガス取引監視等委員会

料金制度専門会合

送配電効率化・
計画進捗確認WG

第1規制期間：2023～2027年度

・毎年度、各事業者における目標計画の達成の進捗状況
（各事業計画の進捗状況）の全般を確認・評価

適時報告

適時報告

・個別投資プロジェクトを任意で抽出し、より詳細に、
経営効率化に向けた進捗が図られているか等の確認

※必要に応じ現地視察等も検討

従来の事後評価と期中評価との比較

- 従来の託送料金制度（総括原価方式）においては、ストック管理とフロー管理の観点から、法令に基づく事後評価を毎年度実施してきたところ。
- レベニューキャップ制度における期中評価について、従来の事後評価からの変更内容及び検討すべき主な論点は以下のとおり。

	従来の事後評価	レベニューキャップ制度における期中評価（案）
対象年度	2022年度まで	2023年度以降 （各規制期間最終年度分は5年分の評価を実施）
実施頻度	毎年度	毎年度（各規制期間最終年度の翌年度は規制期間5年分の評価を行うため、期中評価としては行わず）
実施時期	翌年度内（経済産業大臣からの意見聴取を踏まえて実施）	翌年度内 【論点1：具体的にどの時期に実施することが望ましいか】
実施内容	● 超過利潤累積額及び想定単価と実績単価の乖離率をもとに、託送供給等約款の変更命令発動要否を判定 ● 収支状況を分析（収入及び各費用の実績について、想定からの乖離及び前年実績からの増減の把握、など）	● 想定収入と実績収入との乖離をもとに、料金下げの要否を判定 ● 制御不能費用の想定値と実績値との乖離をもとに、収入の見通しの下げの要否を判定 ● 5年間の事業計画の進捗の確認 【論点2：各計画について、どの項目を、どの粒度で確認するか】

期中評価の実施目的について

- 省令及び指針上、期中の料金下げ等の必要性が認められた場合には、一般送配電事業者において速やかに収入の見通し及び託送供給等約款を変更する必要があると定められていることから、事業年度ごとに当該必要性について確認することが必要。
- 加えて、各事業者が作成した5年間の事業計画について、着実に実行がなされるよう、実施状況をフォローアップしていくことも必要。そのため、当該必要性について確認する際に、各計画に関して以下の観点に沿って確認することも必要と考えられるが、どうか。
 - －（計画的な実施）事業計画達成へ向けた取組は各事業者の自主性・自律性が期待されていること、一方で事業計画の実施に遅れがみられる場合には、速やかに計画を精査し、計画完遂のための打ち手を講じることが重要であること
 - －（必要な投資の確保）各投資計画が着実に実行されていること、未達がある場合にはその要因の分析を行うこと
 - －（コスト効率化）効率化計画が着実に実行されていること、計画と実績の乖離を分析し効率化の考え方を整理すること
 - －（事後調整の予見性）計画と実績の乖離を分析し、事後調整の対象となり得る内容・規模についての予見性を高めること
 - －（第2規制期間へ向けた課題検討）レベニューキャップ制度の課題を早期に把握し、第2規制期間へ向けて検討を進めていくこと

【参考】一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針

第六章 託送料金算定の方針について

1 託送料金算定の原則（料金一律の考え方）

（省略）

2 託送料金の算定方法

託送料金については、託送供給等約款料金算定規則に基づき算定することとする。ただし、次に掲げる場合については、収入上限の事後調整の有無に関わらず、規制期間における託送料金の変更を行うこととする。

①収入上限のうち各事業年度の費用の見積り額と、各事業年度の収入実績の累積乖離額が、収入上限に百分の五を乗じた額に達した場合であって、その引き下げが妥当と認められた場合

②第一規制期間において発電側課金制度が導入された場合

【参考】一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令

第十四条 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における制御不能費用の想定値を規制期間における実績値が上回った場合又は上回ることが見込まれる場合の乖離値を、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認を受けた収入の見通しに当該規制期間中に算入することができる。

- 一 当該収入の見通しのうち制御不能費用の想定値と、期間中における制御不能費用の実績値の累積乖離値が、当該収入の見通しに百分の五を乗じた額に達したとき
- 二 固定資産税、雑税、電源開発促進税、事業税又は法人税等の税率変更が行われたとき
- 三 原子力発電事業者が申請した賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が経済産業大臣により承認された場合であつて、一般送配電事業者がこれらの負担金として回収するべき額を経済産業大臣より通知されたとき
- 四 前三号に掲げるもののほか、一般送配電事業等を能率的かつ適正に運営するため特に必要があると認められるとき

2 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における制御不能費用の想定値を規制期間における実績値が下回った場合又は下回ることが見込まれる場合の乖離値について、前項各号のいずれかに該当する場合には、当該乖離値を承認を受けた収入の見通しに当該規制期間中に算入しなければならない。

【参考】実績収入と収入上限の乖離額の調整について

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）

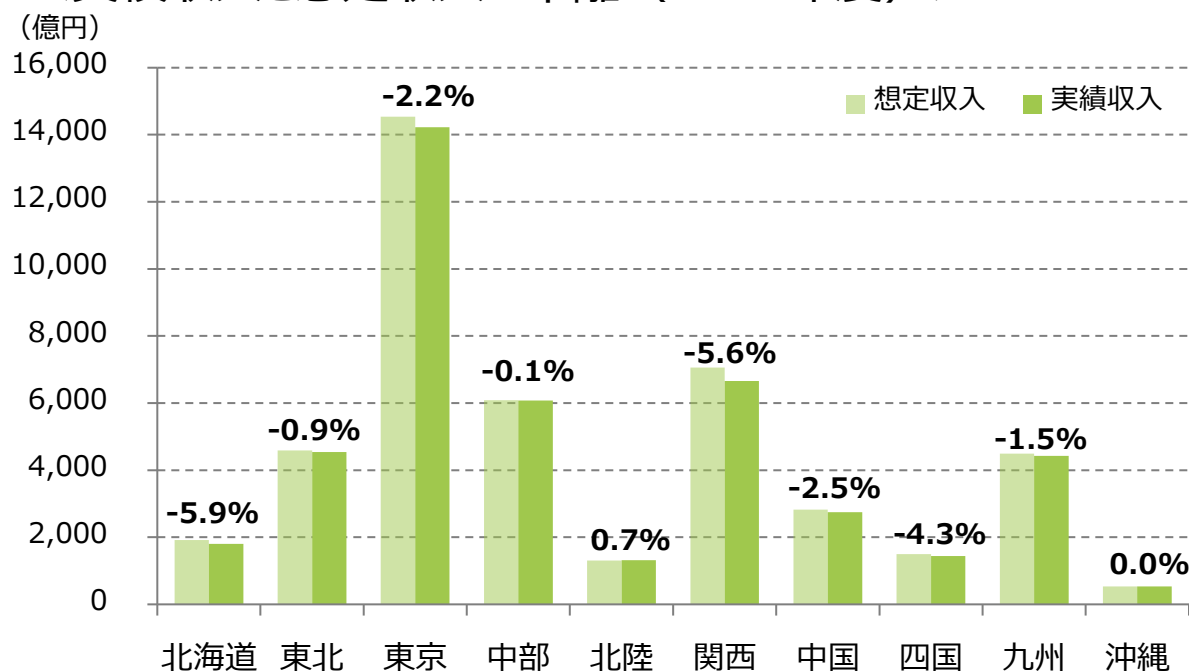
- 期初に想定した需要から実績需要に差異が発生した場合に、実績収入と収入上限の乖離が発生することになる。
- 現状、需要が伸び悩む中で、収入上限に見合う実績収入を確保するために、期初に需要を低く想定し、託送料金を高く設定すると、実績需要が想定需要を上回った場合に、5年間で収入上限を上回る実績収入を得ることとなる。
- このような状況を避けるため、また需要の変動は外生的要因によって生じることを踏まえて、実績収入と収入上限の乖離額は全額調整する。

<需要の変動要因>

- ✓ 気温変動
- ✓ 景気変動
- ✓ 自然災害
- ✓ 需要構造の変化
- ✓ 人口増減
- ✓ 省エネの進展
- ✓ 電化の進展 等

※発電側基本料金導入後は、発電側の変動要因も考慮する必要がある。

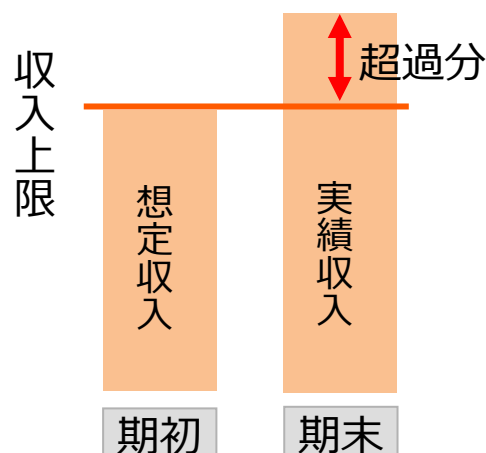
<実績収入と想定収入の乖離（2018年度）>



【参考】調整を行うタイミングについて

- 需要の変動により、5年間の実績収入が収入上限を上回るケース、下回るケースがある。いずれの場合も、翌規制期間の収入上限を調整する。
- ただし、期中に需要の変動が発生した場合に、収入上限を超えない範囲で期中の料金変更を行うことを認める。

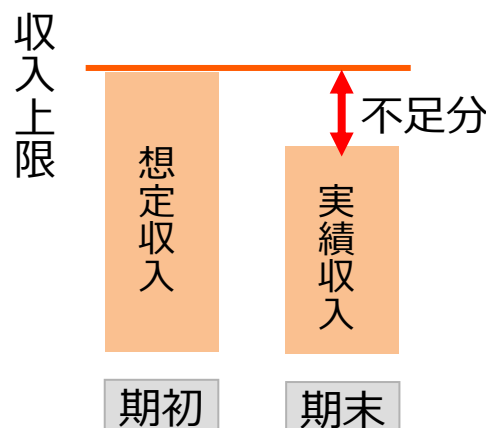
実績収入が
収入上限を
上回った場合



実績需要が想定需要を上回ったケースを想定

- ✓ 収入上限超過分、翌規制期間の収入上限を引き下げ
- ✓ ただし、期中に需要増加が発生した場合に、期中に料金を下げることを検討

実績収入が
収入上限を
下回った場合



実績需要が想定需要を下回ったケースを想定

- ✓ 収入上限不足分、翌規制期間の収入上限を引き上げ
- ✓ ただし、期中に需要減少が発生した場合に、期中に料金を上げることを検討

【参考】規制期間中に料金下げを求める基準

- 規制期間中に需要の変動が発生した場合に、収入上限を超えない範囲で期中の料金変更を行うことを認めると整理した。ただし、需要が増加した場合には、一般送配電事業者にとって期中に料金を下げるインセンティブが無いことから、何らかの制度措置を検討する必要があるとの御意見をいただいていたところ。
- 毎年度の想定収入と実績収入の乖離額を確認することとし、累積乖離額が収入上限（5年間）の5%を上回った場合には、将来の需要見通し等も踏まえた料金水準の妥当性検証を行い、料金改定が必要と判断された場合には、託送料金を下げ、収入変動額を全額調整する。

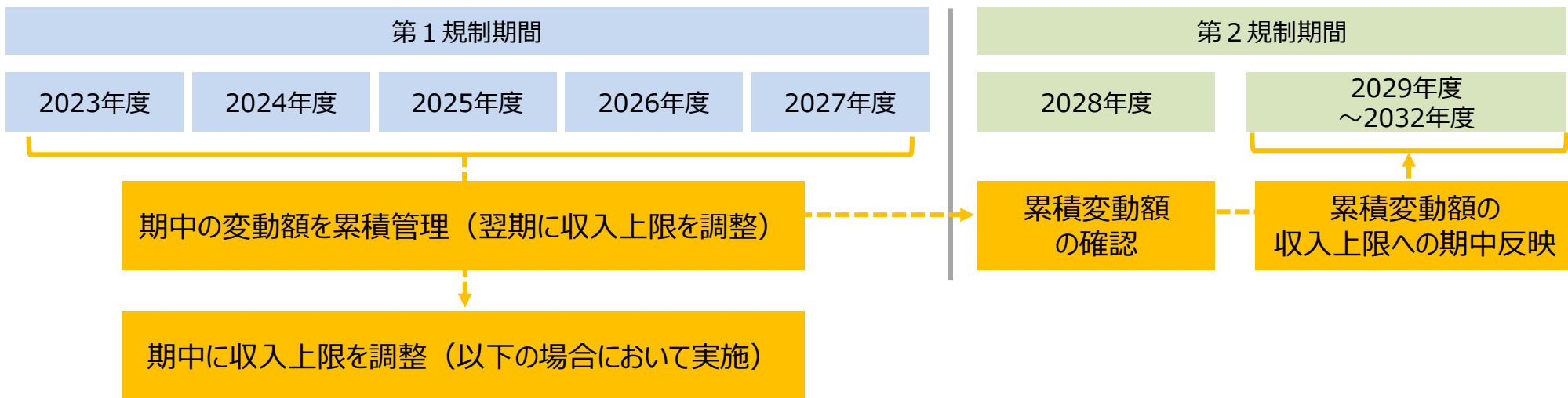
想定収入				実績収入				累積乖離額
	託送料金	想定需要	想定収入		託送料金	実績需要	実績収入	
X1	8	×	9 = 72	X1	8	×	10 = 80	+8
X2	8	×	11 = 88	X2	8	×	12 = 96	+16
X3	8	×	8 = 64	X3	8	×	9 = 72	+24
X4	8	×	12 = 96	X4				
X5	8	×	10 = 80	X5				
収入上限（5年間）：400				収入上限の5%：20を超過				将来の需要見通し等も踏まえた料金水準の妥当性検証を行い、料金改定が必要と判断された場合には、託送料金を下げ、収入変動額を全額調整する。

制御不能費用の具体的な調整方法について

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）

- 期初に見積もった費用と実績費用には乖離が発生するが、収入上限への反映は、レベニューキャップ制度において5年間の規制期間を設定することを踏まえて、原則として翌期に行うことと整理したところ。また、規制期間中の累積変動額が一定水準額を超える場合や、特定の変動要因については期中に収入上限に反映することと御議論いただいた。具体的な方法としては以下のとおりとする。

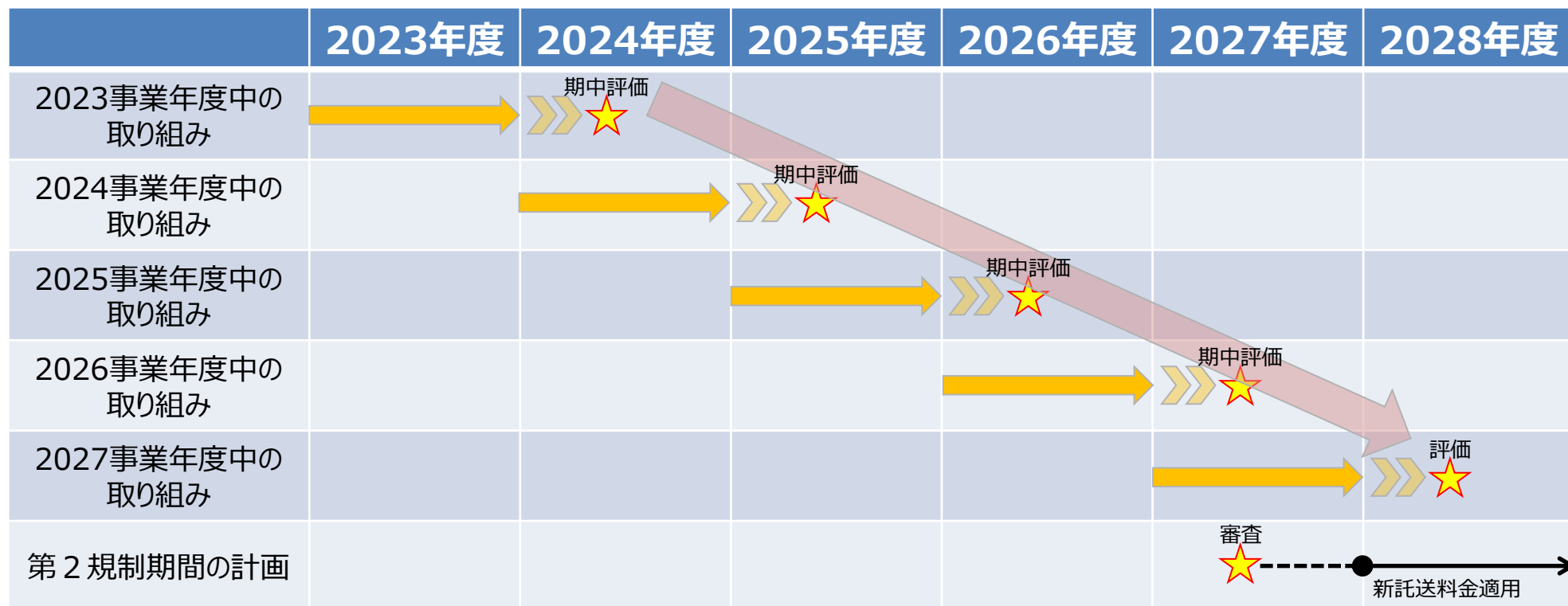
＜具体的な調整方法イメージ＞



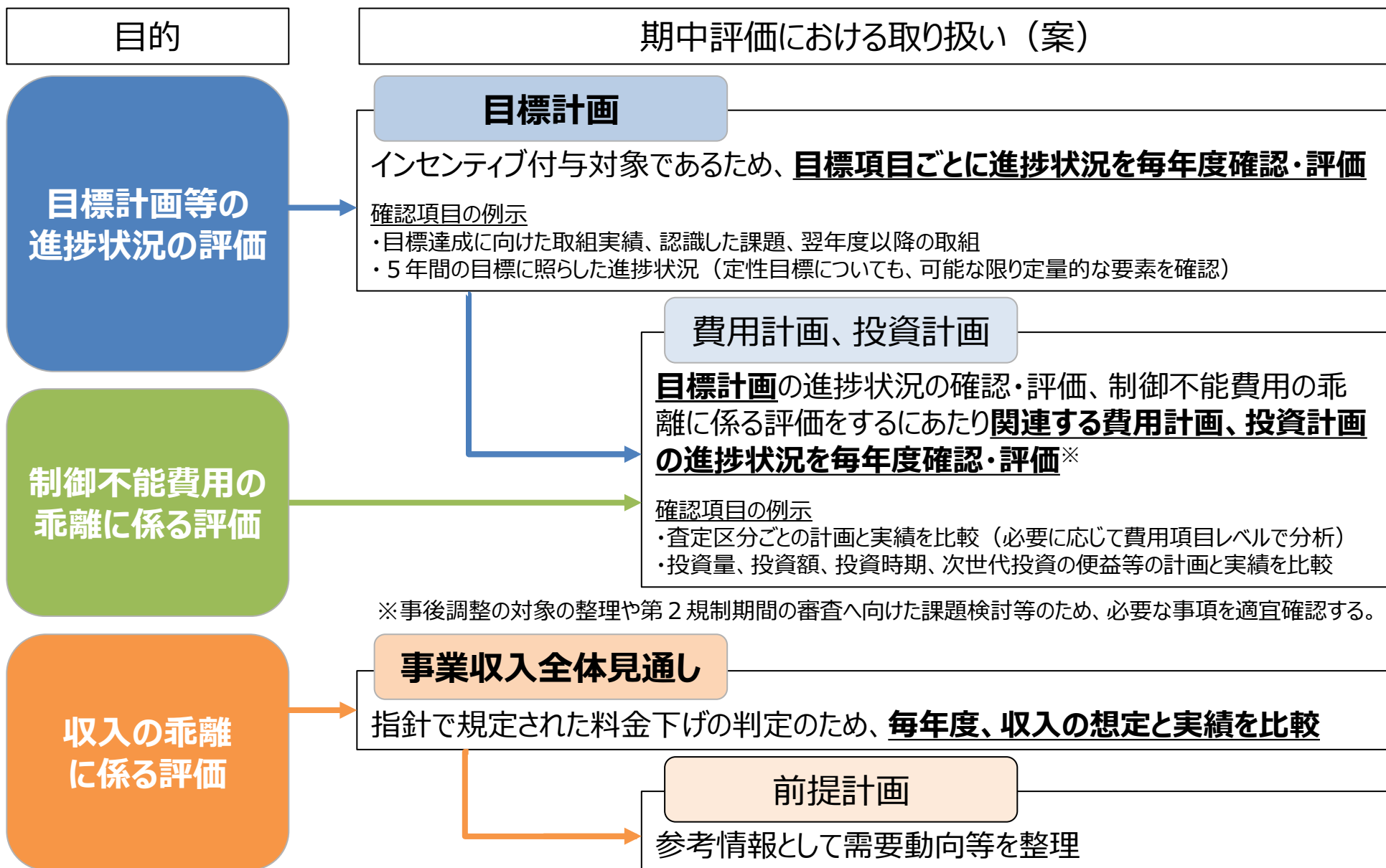
累積変動額が一定水準を超過	特定の変動要因
【背景】 一般送配電事業者への経営に与える影響や、系統利用者への迅速な還元等も考慮し、累積変動額が一定水準を超える場合には、期中に調整を行うことが妥当と考えられる。 【一定水準額】 累積変動額が収入上限の5%に達した場合に、累積変動額を全額調整する。 （※現行制度において、想定単価と実績単価の乖離が5%を超過した場合に、料金水準の妥当性検証や料金改定の検討を行うこととされていることも参照）	【背景】 法令等によって定められている費用については、特に外生性が強く、その変動分は期中に調整を行うことが妥当と考えられる。 【具体的な費目】 ✓ 公租公課（税率変更時等） 固定資産税（既存投資分）、雑税、電源開発促進税、事業税、法人税等 ✓ 省令に基づき国が金額等を通知する費用（通知時等） 賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金

【論点 1】期中評価の実施時期について

- 各事業者における期中の料金下げ等の必要性※及び事業計画の実施状況については、**各事業年度終了後に遅滞なく確認**することが重要と考えられる。他方、対象年度の収支実績等は、事業年度経過後四月以内（7月まで）に公表することとされている託送収支計算書を基に確認する必要がある。
※経済産業大臣から意見聴取があった場合には都度対応
- 以上を踏まえ、**託送収支計算書に係る内容については公表後速やかに確認することとし、目標項目など早期に実績を集計可能な内容については先んじて確認**することとしてはどうか。



【論点2】各年度の確認項目・粒度について



※事後調整の対象の整理や第2規制期間の審査へ向けた課題検討等のため、必要な事項を適宜確認する。

効率化計画の進捗状況については、本専門会合傘下の「送配電効率化・計画進捗確認WG」で検証し、本専門会合へ報告することを想定している。

本日御議論いただきたいポイント、今後の進め方について

- 各項目のうちより重点的な確認が求められる項目や、各項目ごとの確認にあたり必要と考えられる観点は何か。
- 本日御議論いただいた内容を踏まえ、次回以降の専門会合において、各事業計画の確認項目や確認時期について、より具体化していくこととしてはどうか。